

京都市廃棄物減量等推進審議会 第1回ごみ処理手数料等検討部会

平成16年6月29日
キャンパスプラザ京都 第1会議室

(次 第)

1 開 会

- (1) 委員の紹介
- (2) 部会長あいさつ
- (3) 京都市あいさつ

2 議 事

- (1) 諮問内容について

- (2) 京都市のごみ処理の現状と課題

ごみ量,ごみ質等の状況
クリーンセンター等へのごみ搬入手数料等の現状と課題

- (3) 当面の議論の進め方と今後のスケジュール

- (4) その他

【資 料】

- | | |
|---|---------------------------|
| 1 | 諮問文(写し) |
| 2 | 「京のごみ戦略21」(抄) |
| 3 | ごみ量,ごみ質等の状況 |
| 4 | クリーンセンター等へのごみ搬入手数料等の現状と課題 |

京都市廃棄物減量等推進審議会
ごみ処理手数料等検討部会委員名簿

氏 名	役 職 名
おおはし 大橋 こうじ 弘司	京都百貨店協会 事務局長(株大丸京都店 業務推進部総務担当次長)
くんじま 郡島 たかし 孝	同志社大学経済学部 教授
しのだ 篠田 すすむ 進	京都市小売商総連合会 専務理事
しんかわ 新川 こういち 耕市	京都環境事業協同組合 専務理事
たかつき 高月 ひろし 紘	京都大学環境保全センター長
はら 原 つよし 強	コンシューマーズ京都(京都消団連) 理事長
ほそき 細木 きょうこ 京子	日本環境保護国際交流会
みわ 三輪 ひろし 泰司	京都商工会議所都市美化・環境対策特別委員会 副委員長
やまね 山根 たくや 拓也	京都環境事業協同組合 副理事長

(敬称略, 五十音順)

: 部会長

1 諮問内容について

第32回京都市廃棄物減量等推進審議会（平成16年5月25日開催）にて、京都市から審議会に対し、「今後のごみ減量施策のあり方について」として、

- （1）クリーンセンター等へのごみ搬入手数料のあり方
- （2）指定袋制導入の具体的あり方

の2点について諮問が行われた。なお、これらはいずれも、「京のごみ戦略21」に今後の施策として掲げられているものである。

本部会で検討を行う（1）については、これまでの手数料改定や累進制の導入などによる減量効果を踏まえ、より一層のごみ減量・リサイクルの動機付けとなるような手数料体系のあり方について審議を依頼されており、今後それに従って議論を進めることとしたい。

2 京都市のごみ処理の現状と課題

(1) ごみ量，ごみ質等の状況

ごみ量

ごみ量の推移（収集量ベース）を平成5年度と15年度（推定値）の過去10年間で対比してみると、以下のとおりとなっている。

家庭系ごみは減少傾向が見られるのに対し、事業系ごみ、特に業者収集ごみについては増加傾向にある。また持込ごみについては、平成13年の手数料改定や平成14年の建設リサイクル法施行にともなう廃木材等のリサイクル誘導・本市処理施設への原則受入停止により大幅に減少しているが、平成15年にはその効果も薄れつつある。

<家庭系ごみ>

- ・家庭からの定期収集ごみは、約12%減少（約33.1万t 約29万t）
- ・大型ごみについては、約72%減少（約2.3万t 約0.7万t）

平成5年

平成15年

<事業系ごみ>

- ・業者収集ごみについては、約14%増加（約23.1万t 約26.4万t）
- ・持込ごみについては、約13%減少（約15万t 比平成12年約20.8万t 13.1万t）

<資源ごみ>

- ・資源ごみ（市収集分）については、約200%増加（約0.6万t 約1.8万t）

ごみ質

ごみの種類別に現在のごみ質を見てみると、家庭ごみ、業者収集ごみについては、紙、プラスチック、厨芥（生ごみ）の3組成で約9割を占めている。持込ごみについては、木竹類、紙類が半分程度を占めているが、木竹類については、建設リサイクル法施行にともなう廃材等のリサイクル誘導により全体に占める割合が減少している。

(2) クリーンセンター等へのごみ搬入手数料等の現状と課題

現 状

クリーンセンター等へのごみ搬入手数料等については、過去概ね4年ごとに改定しており、平成17年度が次回の改定年度にあたる。

前回平成13年7月には、審議会答申「持込ごみの減量化に向けた今後の在り方について」（平成12年11月）を踏まえ、それまでの持込ごみの料金体系や仕組みを以下のとおり改定した。

料金体系に原価主義の考え方を導入（直接費 + 間接費 × 1 / 2）
 持込ごみ手数料にその量に応じて料金が異なる累進性を導入
 多量搬入者の事前登録制度を導入
 産業廃棄物の持込搬入量の上限を100t/月に設定
 その減量効果は，全体として年間およそ45,000t程度と推定される。

一方，許可業者が本市へ支払う業者収集ごみの搬入手数料については，各事業所ごとの計量が困難であることから，年間の搬入量と搬入回数をもとに1tあたりの処理料金を算出し（1回あたりの搬入量に持込ごみの料金体系を適用し，1tベースに換算），年度ごとに搬入t数に応じて処理料金を支払う仕組みとなっている。

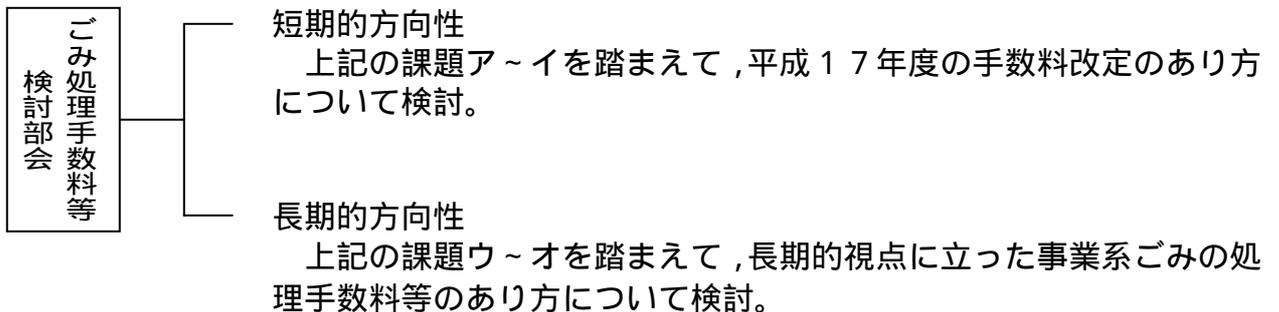
課 題

- ア 平成13年改正の処理手数料体系の評価
- イ 他都市（政令指定都市，周辺都市）の処理料金との整合性
- ウ 一般廃棄物（市民，事業者）と産業廃棄物（併せ産廃）の料金の差別化
- エ ごみの分別につながる料金システムと資源化物の受皿整備
- オ 許可業者搬入手数料のあり方と排出事業者へのごみ減量インセンティブの仕組み

3 当面の議論の進め方と今後のスケジュール

(1) 当面の議論の進め方

この部会では，ごみ処理手数料等に関し，次の2つの方向性について検討していただきたい。



さしあたっては，下表の内容で議論を進めていくこととしたい。

平成16年7月30日 (予定)	第2回部会 ・13年度改正の手数料体系等による事業系ごみ減量効果の評価
8月下旬	第3回部会 ・京都市のごみ処理原価の考え方とその推移 ・17年度ごみ処理手数料とその減量効果の試算
9月下旬	第4回部会 ・短期的な視点からのごみ処理手数料等のあり方(案) ・第5回部会以降の審議の方向性について (長期的な視点からのごみ処理手数料等のあり方)
10月下旬	審議会へ中間報告

(2) 今後のスケジュール

	5	6	7	8	9	10	11	12	17.1	2	3	4	5	6	7	
審議会	25日 第33回審議会 ・手数料改定及び指定袋 制導入について諮問					10月下旬 第34回審議会 ・部会からの報告 ・中間まとめ案の確定			11月中旬 中間まとめ広報発表 ・手数料の短期的方向性 ・指定袋制導入のあり方		本会を2回程度開催					7月頃 最終答申
短期的なあり方	29日 第1回部会	7月30日 (予定) 第2回部会		8月下旬 第3回部会	9月下旬 第4回部会 ・短期的方向性の とりまとめ			条例改正作業		市会審議	3月31日 条例公布	普及啓発			7月1日 条例施行	
									16年11月~17年6月 部会を6回程度開催						6月下旬 報告とり まとめ	

【資料】

1 諮問文（写し）	・・・・・・・・ 1
2 「京のごみ戦略2.1」（抄）	・・・・・・・・ 2
3 ごみ量，ごみ質等の状況	・・・・・・・・ 3
4 クリーンセンター等へのごみ搬入手数料等の現状と課題	・・・・・・・・ 6

【「京のごみ戦略 2 1」本編 5 6 ページ～ 5 7 ページ】

(3) 事業系ごみの減量化

事業者のごみ減量化を促す行政の取組

《現状と課題》

本市では、事業者から処理料金を受け取って、事業系ごみの処理を行っています。ただし、処理費の一部は本市が負担しており、排出者責任の観点から適正な費用負担がなされていないという意見もあります。



● 施策の方向性 ●

✓ 必要に応じて、搬入料金の改定などの経済的インセンティブ方策についても、関係事業者と十分に調整をしながら、導入に向けた検討を進めていきます。

このため、以下のような取組を進めていきます。

事業系ごみに関する制度の見直し

処理原価に応じた搬入料金の設定（搬入手数料の見直し）

ごみ分別に対するインセンティブ（動機付け）が働くような搬入料金の設定

より効率的・効果的な収集運搬制度の検討

排出事業者のごみ減量意識を向上させる取組の検討

⋮

ごみ量，ごみ質等の状況

ごみ量の推移

図1- -1 家庭系ごみ収集量（定期収集ごみ，大型ごみ，その他ごみ）の推移

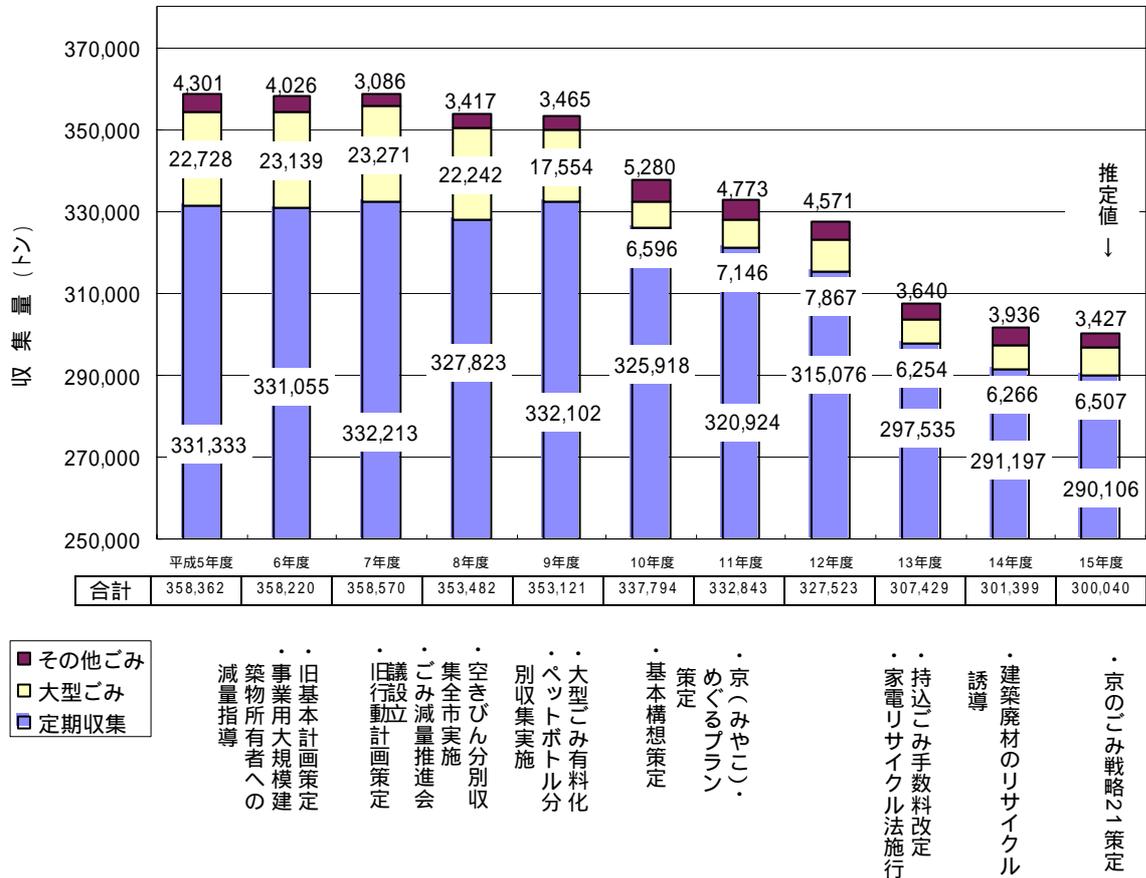


図1- -2 業者収集ごみ量の推移

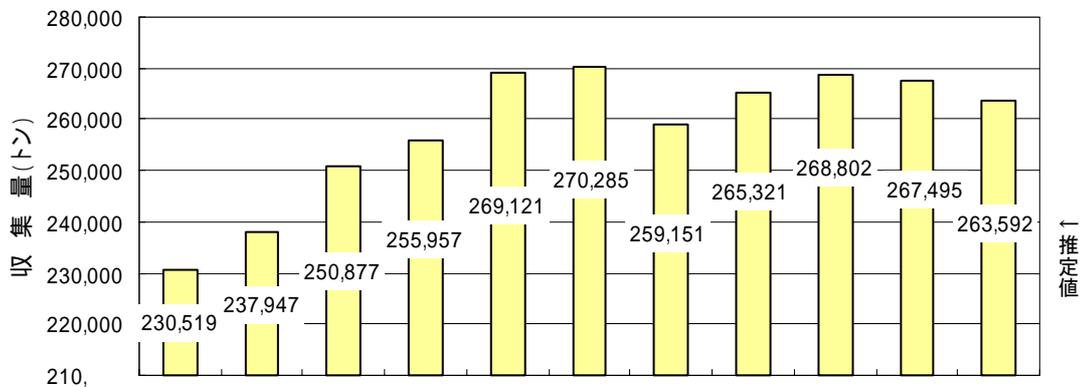


図 1- -3 持込ごみ量の推移

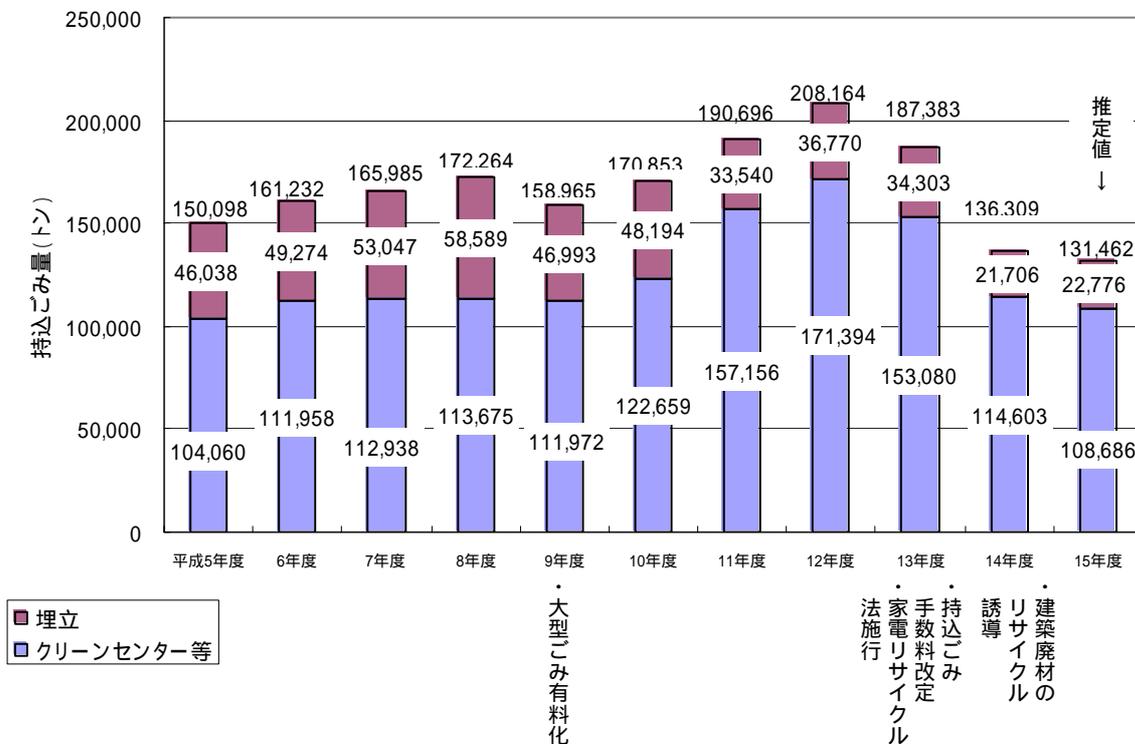
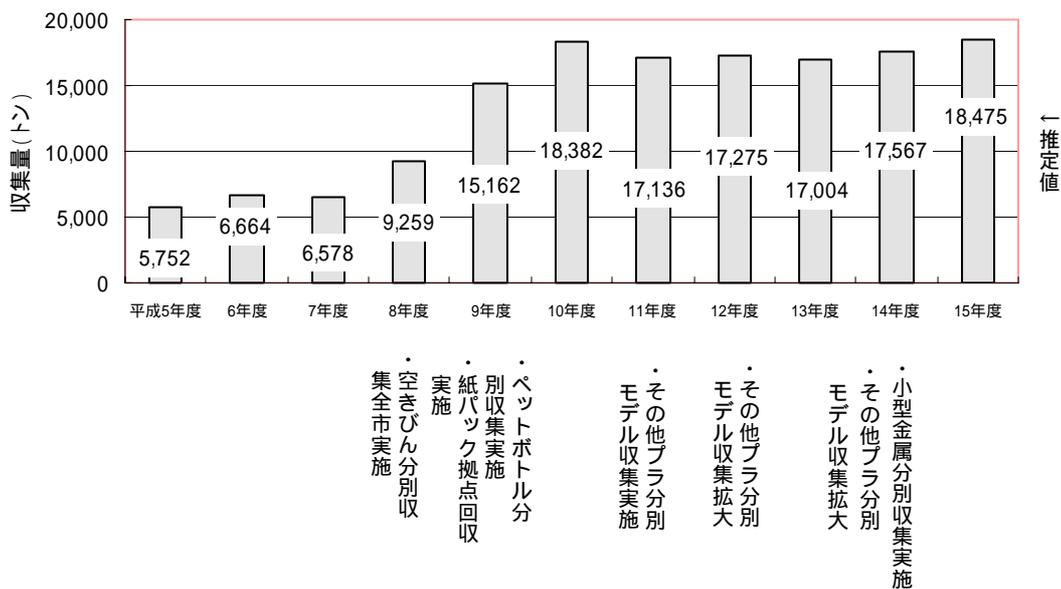


図 1- -4 資源ごみ収集量の推移



ごみ質の状況

図 1- -1 定期収集ごみのごみ質（平成 14 年度，湿重量比％）

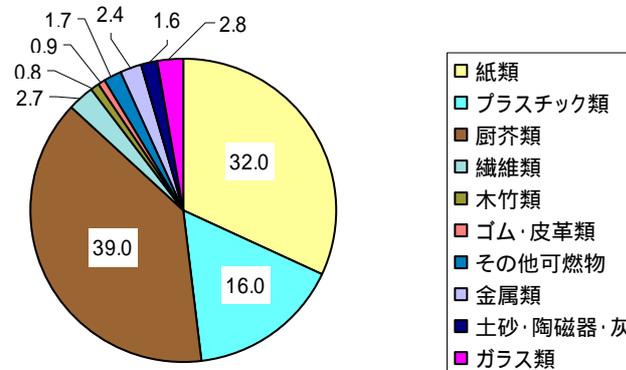


図 1- -2 業者収集ごみのごみ質（平成 14 年度，湿重量比％）

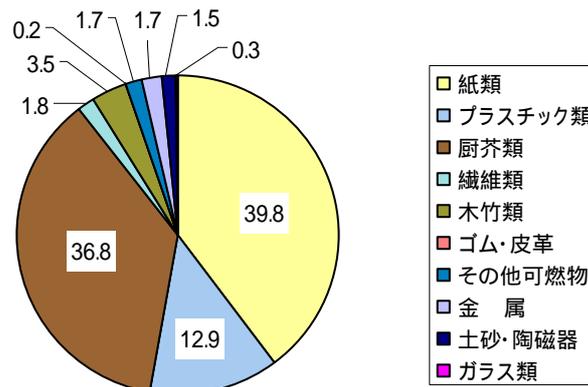


図 1- -3 持込ごみのごみ質（平成 14 年度，湿重量比％）
（建築廃材のリサイクル誘導後のごみ質）

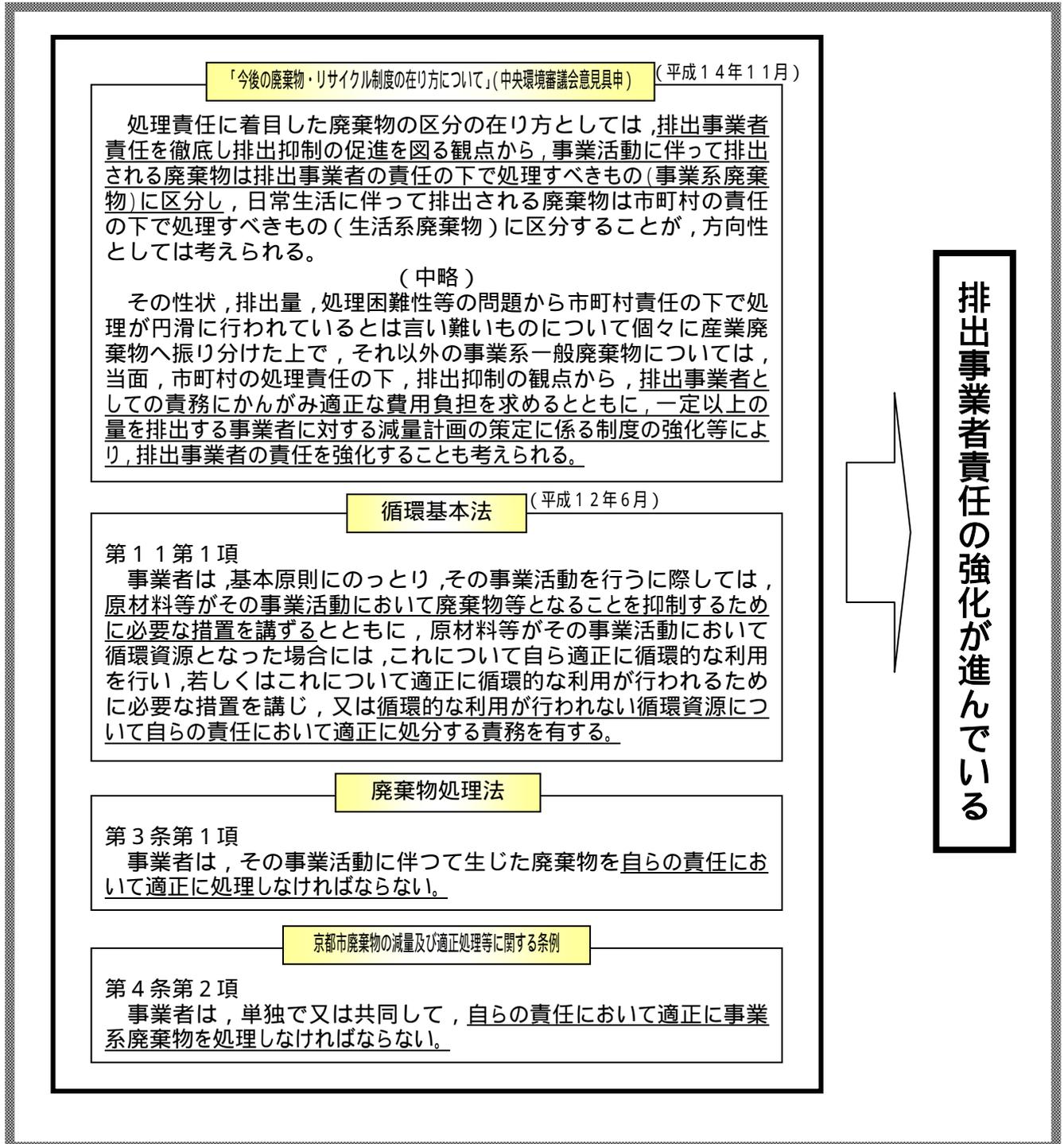


<クリーンセンター>

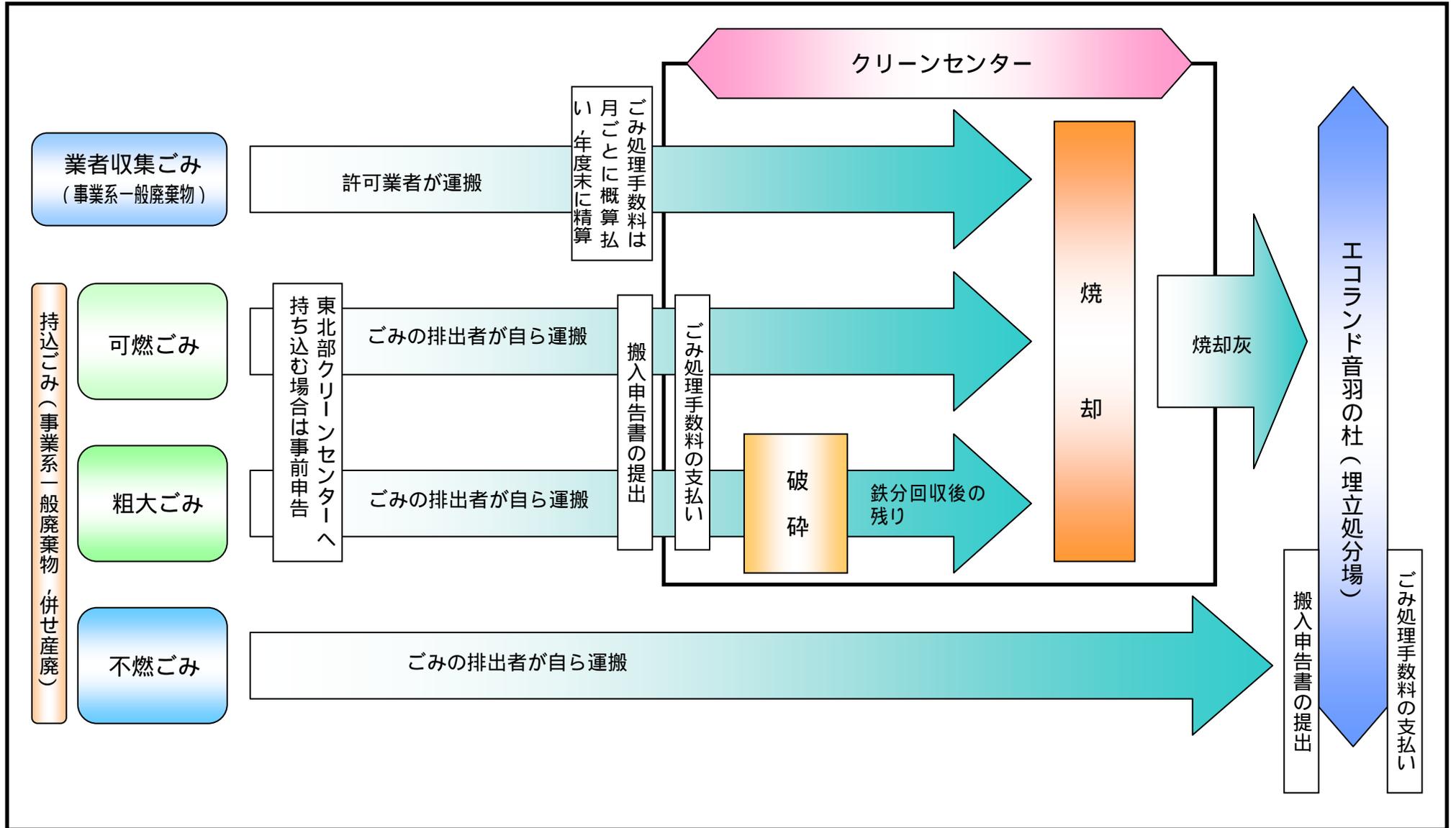
<埋立>

クリーンセンター等へのごみ搬入手数料等の現状と課題

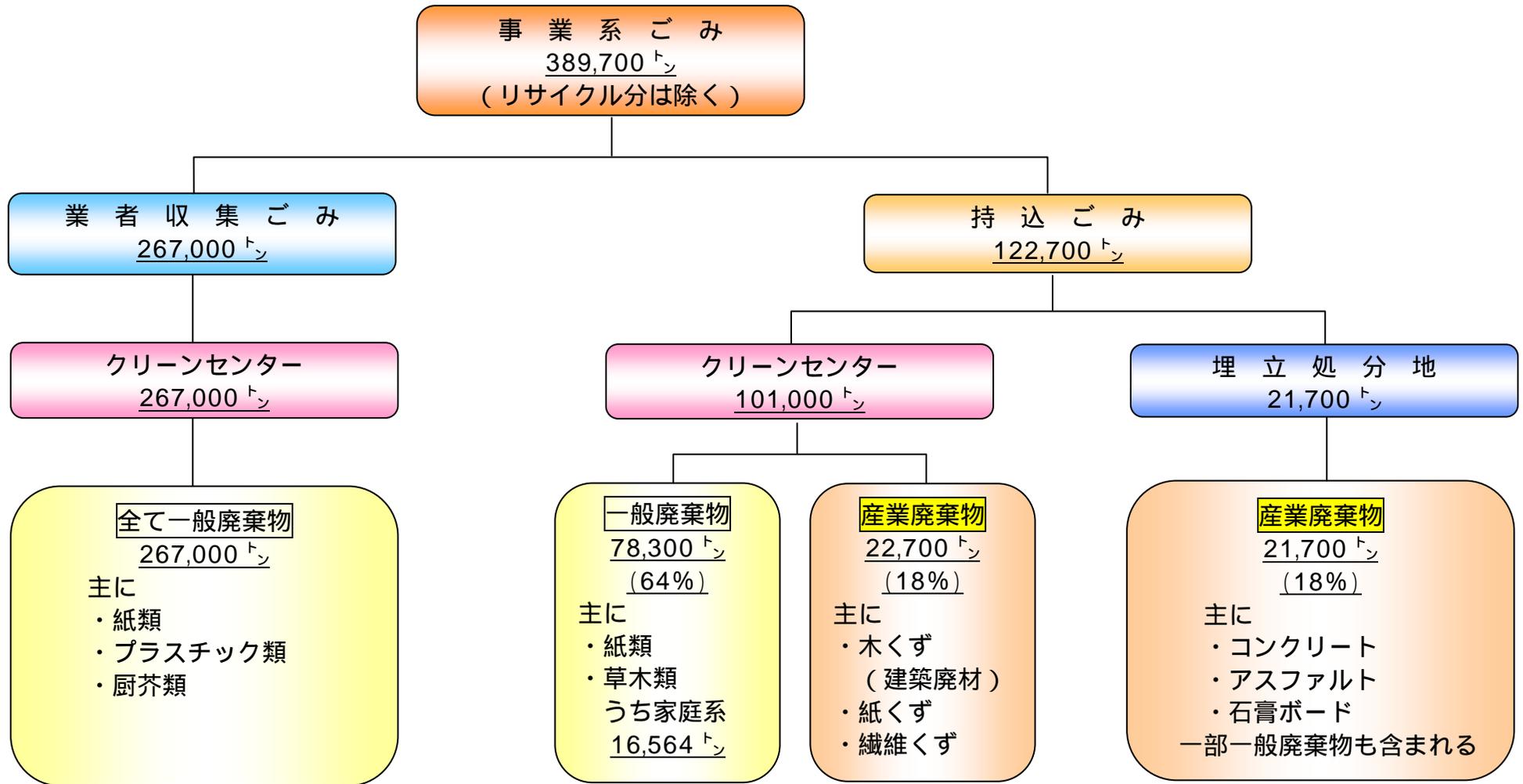
1 事業系ごみに関する社会的背景



2 京都市における事業系ごみの流れ



3 京都市施設に搬入される事業系ごみ量の内訳



8

図中のデータは平成 14 年度搬入実績，持込ごみ調査結果，産業廃棄物実態調査結果からの推定値

・持込ごみ中の一般廃棄物・産業廃棄物・土砂の割合：持込ごみ質調査結果からの推定値

・クリーンセンター持込ごみ中の一般廃棄物に占める家庭系ごみの割合：持込ごみ車両台数調査結果からの推定値

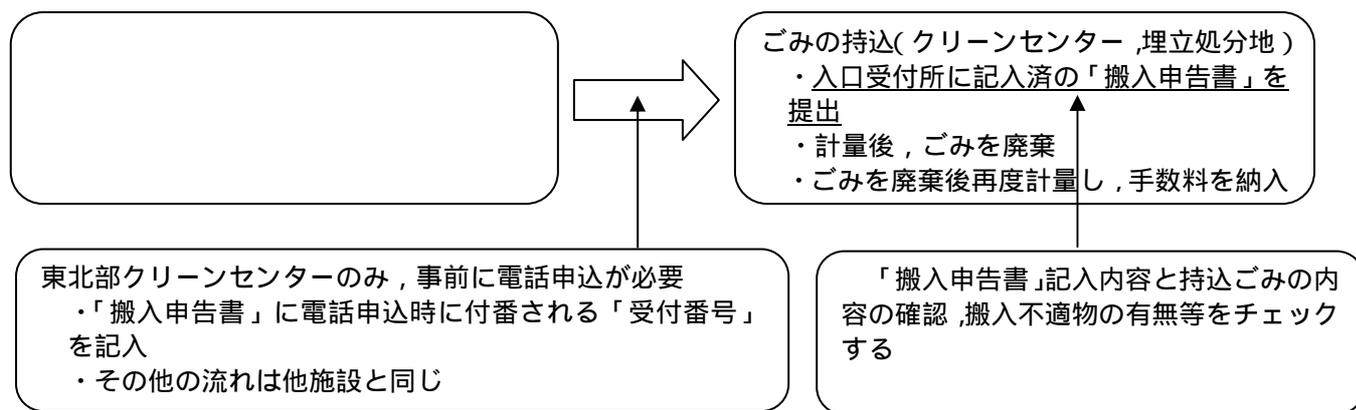
図中の％は，持込ごみ総量 122,700 トンに占める割合

4 持込ごみ搬入申告書について

京都市のクリーンセンター（南部，東部，東北部）及び東部山間埋立処分地にごみを持ち込む際には，各施設専用の「持込ごみ搬入申告書」を提出していただくこととなっている。

なお，この制度は，確実な手数料徴収，作業効率の向上などを目的として，平成 12 年度から導入している。（東北部については施設が稼動した平成 13 年度から導入）

1 ごみ持込の流れ



2 搬入申告書の主な記入内容

< 搬入者 >

- ・ 申告者の住所，氏名又は会社名
- ・ 排出者の住所，氏名又は会社名，電話番号，発生理由
- ・ 郵便番号，電話番号，車両番号
- ・ 搬入品目
- ・ 事前登録番号（1ヶ月当たり10トン以上の搬入が1年間に3回以上あった搬入者に適用される事前登録制度の登録番号）

< 施設受付 >（クリーンセンターのみ）

- ・ マニフェストの有無 など

搬入者とその持込内容及び持込重量等については，システムによって電算処理されデータとして蓄積される。

3 制度の課題

- ・ 排出源が市民か事業者なのかを明確に判断することは難しい。
- ・ 現在，一般廃棄物と産業廃棄物を混載して搬入してもよいことになっているが，これらを区別化するためには，例えばそれらを別々に搬入してもらう必要がある。

5 手数料等の現状と課題

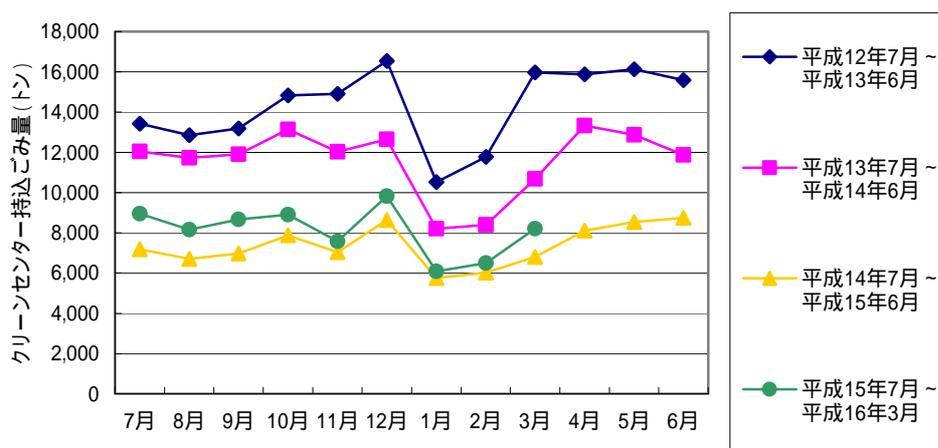
区 分	現 状	課 題 等								
<p>持込ごみ（一廃）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第227条及び同法第228条第1項 ・市廃棄物条例35条第1項別表第1 <p>持込ごみ（産廃）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法第13条第2項 ・市廃棄物条例37条第1項別表第3 	<p>1 手数料区分に累進性及び原価主義の考え方を導入（平成13年7月）</p> <p>クリーンセンター（1回あたり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 500kg（第1区分） 800円/100kg ・ > 500kg, 2t(第2区分) 4,000円+1,200円/100kg ・ > 2t（第3区分） 22,000円+1,600円/100kg <p>埋立処分（1回あたり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1t（第1区分） 800円/100kg ・ > 1t, 3t（第2区分） 8,000円+1,200円/100kg ・ > 3t（第3区分） 32,000円+1,600円/100kg <p>手数料の第3区分が（直接費+間接費×1/2）の金額に相当</p> <p>2 多量搬入者の事前登録制度の導入（平成13年9月）</p> <p>3 産業廃棄物の持込搬入量の上限（100t/月）の導入（平成13年7月）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年に導入したこれら料金体系の評価（ごみ減量効果の確認）が必要。 ・平均して処理原価の44%しか徴収できていない。 ・一廃,産廃の料金区分が同じで,産廃について原価主義の徹底が図られていない。 ・周辺他都市と比較して,処理手数料が低い。 ・厨芥類（生ごみ）や紙類などまだまだ資源化できるものが含まれている。 ・許可業者から徴収する手数料との一体化が図られていない(業者収集ごみの処理手数料には累進性がない)。 <p>多量搬入者事前登録制度実績 (1年間に10t/月が3回以上)</p> <table border="1" data-bbox="943 1211 1418 1290"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件 数</td> <td>411</td> <td>368</td> <td>197</td> </tr> </tbody> </table> <p>持込搬入量上限(100t/月)超実績 15年度に月100tを超えて搬入した実績は2件であり,嚴重注意を行った。</p>	年 度	13	14	15	件 数	411	368	197
年 度	13	14	15							
件 数	411	368	197							
<p>一時多量ごみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第227条及び同法第228条第1項 ・条例35条第1項別表第1 	<p>100tまでごと800円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現実問題として1台あたりいくらという算定しかできない。また現状では申し込みがあっただけで対応する必要がある場合は民間業者を紹介することとしている。 ・許可業者がごみの収集,運搬,処分にかかる料金として排出事業者に請求する金額の上限となっており(法第7条の1第8項),これが廃止されると料金の制約がなくなる。 								

【参考：その他の廃棄物関連手数料】

区 分	現 状
<p>大型ごみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法第227条及び同法第228条第1項 ・ 市廃棄物条例35条第1項別表第1 	<p>3,200円以内において別に定める額 (平成13年6月28日告示第188号)</p>
<p>ふん尿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法第227条及び同法第228条第1項 ・ 市廃棄物条例35条第1項別表第1 	<p>人数に基づき算定する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 便所の使用者が2人以内のとき 1月600円 ・ 便所の使用者が3人以上のとき 1人につき1月300円 <p>収集量に基づき算定する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に収集するとき 1月の収集量が200リットル以下のとき 1月1,300円 1月の収集量が200リットルを超えるとき 1月100リットルまでごと650円 ・ 臨時に収集するとき 1月の収集量が200リットル以下のとき 1月1,300円 1月の収集量が200リットルを超えるとき 1月100リットルまでごと650円
<p>犬，猫等の死体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法第227条及び同法第228条第1項 ・ 市廃棄物条例35条第1項別表第1 	<p>1体4,600円</p>
<p>許可等申請手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市廃棄物条例第36条第1項別表第2 	<p>収集運搬業，処分業の許可等に係る審査 処理施設の設置許可等に係る審査 など</p>

6 持込ごみ減量効果について

図 2-1 クリーンセンター持込ごみ量の推移（月別ごみ量の推移）



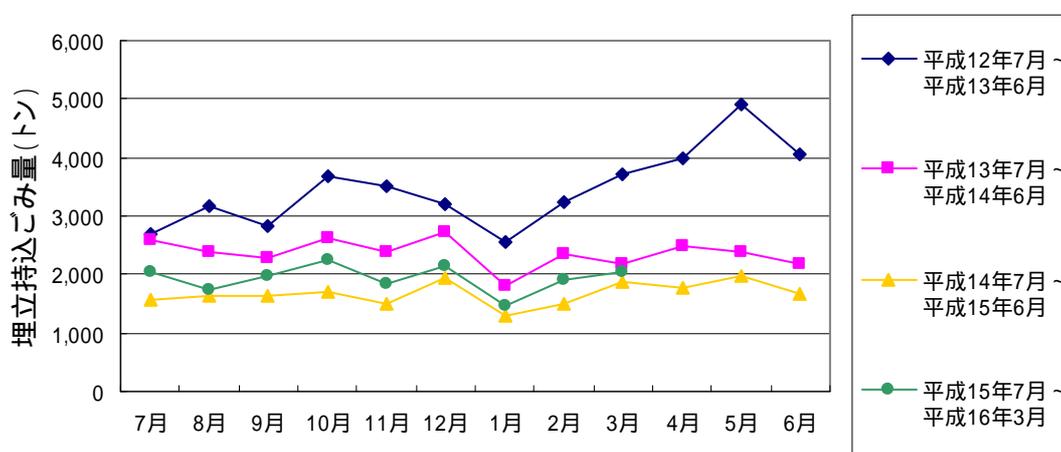
平成 13 年 7 月持込料金改定によるクリーンセンター持込ごみ減量効果

料金改定前 1 年間のごみ量 (平成 12 年 7 月～平成 13 年 6 月)	料金改定後 1 年間のごみ量 (平成 13 年 7 月～平成 14 年 6 月)	-
171,633 トン	138,814 トン	32,819 トン

平成 14 年 7 月建築廃材リサイクル誘導によるクリーンセンター持込ごみ減量効果

誘導前 1 年間のごみ量 (平成 13 年 7 月～平成 14 年 6 月)	誘導後 1 年間のごみ量 (平成 14 年 7 月～平成 15 年 6 月(推定値))	-
138,814 トン	88,356 トン	50,458 トン

図 2-2 埋立持込ごみ量の推移（月別ごみ量の推移）



平成 13 年 7 月持込料金改定による埋立持込ごみ減量効果

料金改定前 1 年間のごみ量 (平成 12 年 7 月～平成 13 年 6 月)	料金改定後 1 年間のごみ量 (平成 13 年 7 月～平成 14 年 6 月)	-
41,463 トン	28,392 トン	13,071 トン

平成 14 年 7 月建築廃材リサイクル誘導による埋立持込ごみ減量効果

誘導前 1 年間のごみ量 (平成 13 年 7 月～平成 14 年 6 月)	誘導後 1 年間のごみ量 (平成 14 年 7 月～平成 15 年 6 月(推定値))	-
28,392 トン	20,053 トン	8,339 トン

図 2-3 クリーンセンター持込ごみの組成別ごみ量の推移
 (平成 13 年 7 月料金改定前後, 平成 14 年 7 月建築廃材リサイクル誘導前後の変化)

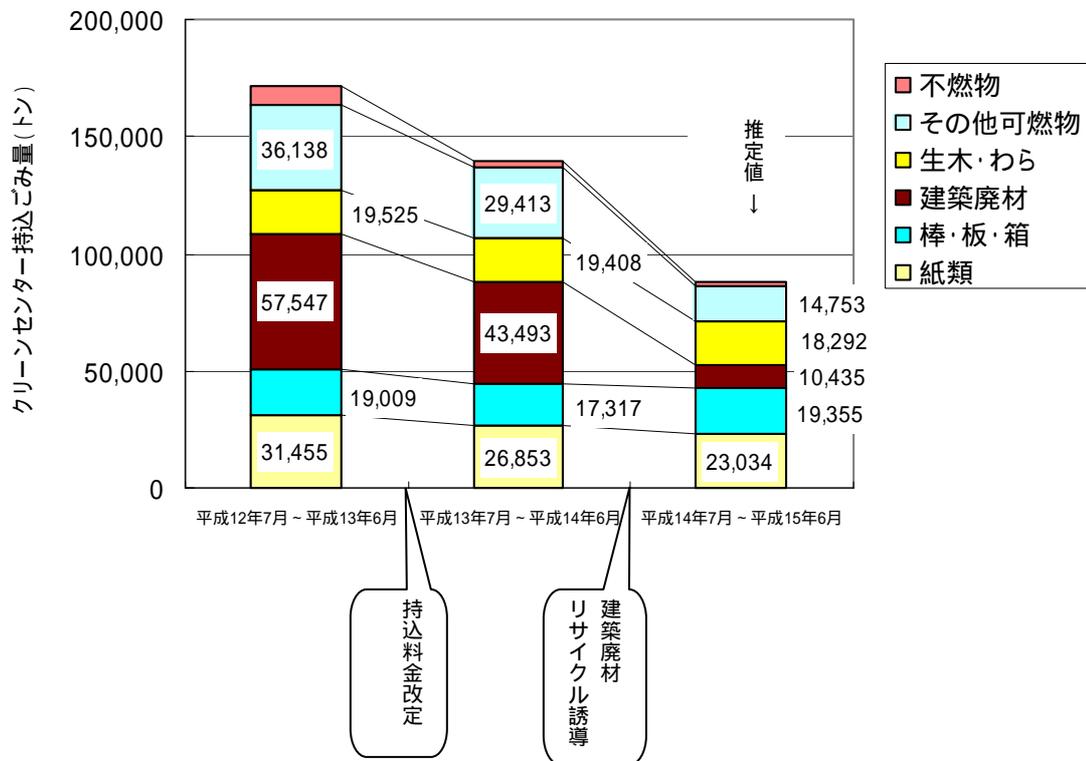
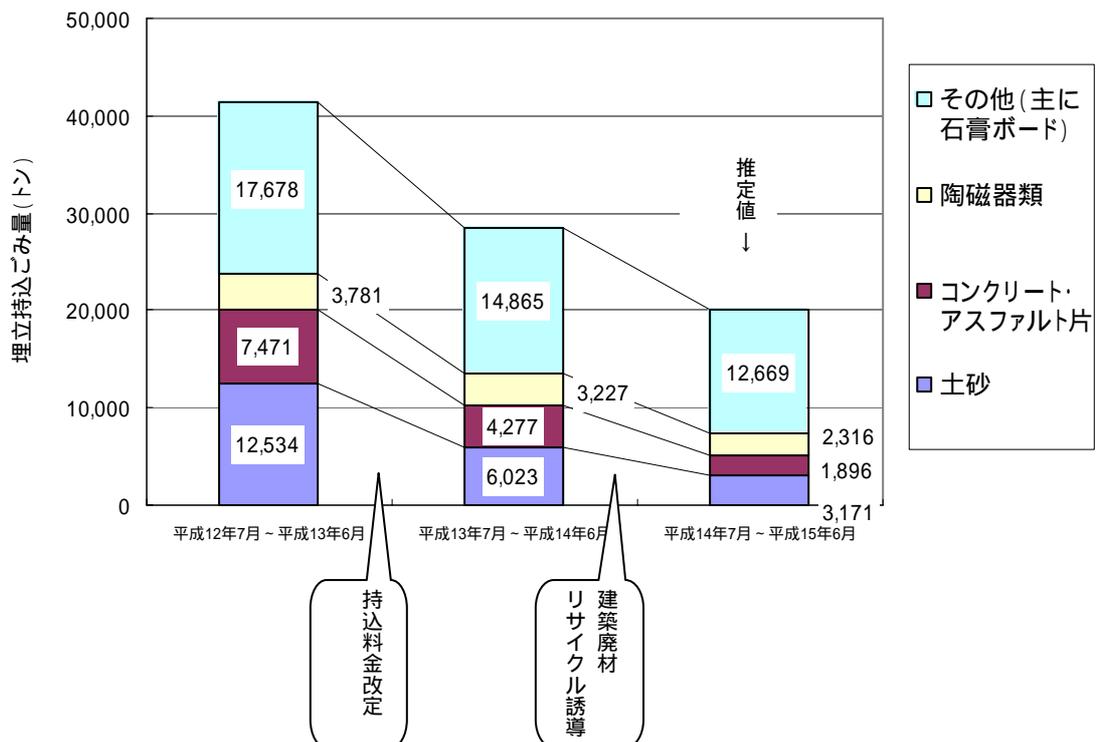


図 2-4 埋立持込ごみの組成別ごみ量の推移
 (平成 13 年 7 月料金改定前後, 平成 14 年 7 月建築廃材リサイクル誘導前後の変化)



7 手数料設定に関する他都市の状況（1t 当たり処理手数料）

政令指定都市（平成16年4月1日現在）

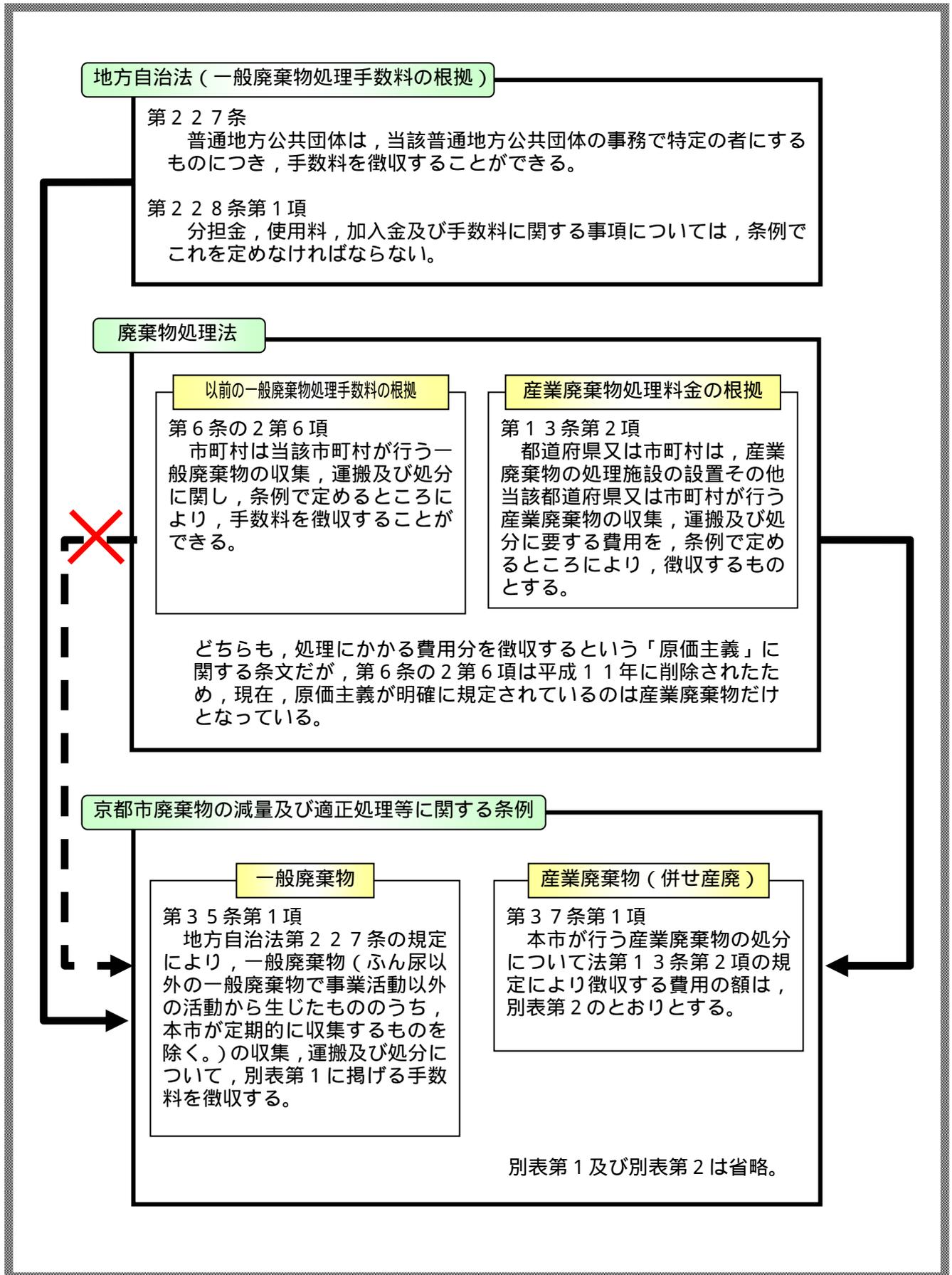
都市名	処理手数料			
	可燃ごみ（円/t）	順位	不燃ごみ（円/t）	順位
札幌市	11,000		11,000	
仙台市	10,000		10,000	
さいたま市	家庭系：2,000 （100kgまでは無料） 事業系：17,000		家庭系：2,000 （100kgまでは無料） 事業系：17,000	
千葉市	14,000		14,000	
川崎市	12,000		12,000	
横浜市	13,000		13,000	
名古屋市	20,000		20,000	
京都市	10,500		8,300	
大阪市	5,800		5,800	
神戸市	8,000		10,000	
広島市	8,000		8,000	
北九州市	7,000		がれき：3,000 がれき以外：5,000	
福岡市	11,000		11,000	

近隣都市（平成16年4月1日現在）

都市名	処理手数料			
	可燃ごみ（円/t）	順位	不燃ごみ（円/t）	順位
草津市	200kg未満 7,000 200kg以上 11,000		プラスチック類： 100kg未満 17,000 100kg以上 26,000 その他の一般廃棄物： 200kg未満 7,000 200kg以上 11,000	
大津市	10,000		10,000	
京都市	10,500		8,300	
亀岡市	15,000		15,000	
京田辺市	15,000		15,000	
高槻市	家庭系：4,000 事業系：8,000		家庭系：4,000 事業系：8,000	
相楽郡西部塵芥 処理組合	家庭系：18,000 事業系：20,000			
城南衛生管理 組合	15,000		12,000	
乙訓環境衛生 組合	14,000		8,000	
船井郡衛生管理 組合	家庭系：無料 事業系：8,400			

本市の手数料については累進制を採っているため、平均徴収単価を掲載している。

8 一般廃棄物処理手数料の根拠法令等について



9 前回改定時の答申で打ち出された方向性とその現状

示されている方向性		現状	
料金設定の在り方	料金設定の根拠となる原価の算出に当たっては、昨今の高度処理等に要する費用も含めた、そのすべてを対象とし、広く明らかにすることが望まれる。		公害防止設備の設置費用等についてはこれまでも原価に含めてきたが、平成12年度からは、さらに施設整備等に係る起債利子の支払額も加えることとした。
	産業廃棄物については、法的位置づけや、あくまでも一般廃棄物と併せて処理できるものに限定して受け入れていることを踏まえ、今後の方向として、原価主義の観点の導入も検討すべきである。	×	現時点では、一般廃棄物と産業廃棄物の料金区分は同一であり、産業廃棄物について原価主義の徹底が図られていない。
	減量に向けた経済的インセンティブを働かせる観点に加えて、搬入回数や搬入量を参考に、累進制の導入も有効な手法である。		平成13年度の手数料改定で累進制を導入。
	ごみ処理原価の算出に際しては、発生抑制に向けたインセンティブを働かせる観点から、再資源化に要する費用も明らかにすることが望まれる。		平成12年度から、再資源化部門の原価の算出を開始。
	受け皿施設の整備状況と併せて、将来的にはリサイクル可能なものについては、その他のものと別料金を設定することを目指すべきである。	×	剪定枝や生ごみなど、一定の受け皿は民間で整えられてきているが、そうしたリサイクル可能物に関する別料金設定を行うには至っていない。
事前登録制度の導入	排出者責任の明確化、指導の強化及び不適正搬入の防止の観点から、搬入内容等を事前に把握できるシステムを構築すべきである。		平成13年8月から、多量搬入者を対象とする事前登録制度を開始(現在、1年間に1ヶ月当たり10t以上持ち込んだことが3回以上ある搬入者が対象)。
	対象者の選定に当たっては、搬入回数や搬入量を参考とし、排出事業者との委託契約を締結するなど、指導の強化を図れるシステムとすべきである。		
	産業廃棄物については、受入量を段階的に制限するなど、減量化に向けたインセンティブの働く仕組みを目指すことが重要である。		平成13年7月から、1ヶ月当たりの産業廃棄物の持込量を100t以内に制限。
指導の強化	上記の点と併せて、従来から行っている現場での指導や、大規模事業所に対する指導を強化し、充実することが望まれる。	×	指導体制の強化・充実は今後の課題である。
	不適正搬入や事前登録の拒否等の事例に対しては、組織的に、毅然とした態度で臨むべきである。		市施設での搬入調査と不適正搬入者への指導などにより、搬入ルールの徹底を図ってきている。
その他	京都市は、答申の趣旨を踏まえ、従来の経過に捕らわれることなく、持込ごみの減量化を初めとする「新基本計画」に掲げた取組を実行し、「環境共生型市・京都」を実現するため、全職員が一丸となって率先して取り組むべきである。		本市は、「新基本計画」に基づいて取組を進めてきたが、平成15年12月、同計画に代わる新たな計画として「京のごみ戦略21」を策定し、現在、これに掲げた施策の具体化に取り組んでいるところである。